

確定申告はお済みですか？

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告・納税は

3月15日(木)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は

4月2日(月)まで

確定申告書の作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

作成した申告書は



e-Tax

・還付がスピーディー
・添付書類の提出省略e-Taxで送信
または書面で提出

書面提出

印刷して郵送等で提出

※事前準備が必要です。

マイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん**便利で確実な****振替納税をご利用ください**

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押なつの上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の用紙は「国税庁ホームページ」からダウンロードできます。

振替納税をご利用の場合の振替日

【所得税及び復興特別所得税】 4月20日(金)

【消費税及び地方消費税(個人事業者)】 4月25日(水)

消費税の確定申告が必要な方

- ①平成27年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ②平成27年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成28年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ③平成27年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成28年1月1日から6月30日)の課税売上高または給与等支払額が1,000万円を超える事業者

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、下記の方法で訂正することができます。また、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき⇒「更正の請求」

更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

○平成25年分～平成29年分…法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき⇒「修正申告」

修正申告によって納める税額には、延滞税がかかる場合がありますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税がかかる場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますのでご注意ください。

税務職員を装った「振り込み詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振り込みを行わせる「振り込み詐欺」による被害が発生しています。

●税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等のATMの操作を求めることはありません。

また、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることもありません。

●内容について不審に思われた場合には、一旦電話を切って、最寄りの税務署に問い合わせください。

申告手続などにはマイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

詳しい情報は国税庁ホームページへ

国税庁

で

検索

※ 税務署へ来署される皆様へ

税務署の駐車場は駐車スペースが少なく、申告期間中は混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

《 問い合わせ先：益田税務署 ☎ 22-0444 》